

地域密着型特別養護老人ホームつれづれの郷-北斗 料金表

【ユニット型個室】

利用料の内訳(単位:円)

令和7年9月1日現在

サービス費						負担限度額別 自己負担			利用料概算額【1割負担】		【2割負担】	【3割負担】	その他の主な加算
要介護	介護度別 単価	日常生活 継続支援 加算Ⅱ	看護体制 加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算 Ⅱ	処遇改善 加算Ⅰ	介護保険 負担限度額	食費	居住費	食費+居住費 (30日分)	1か月の合計額 (30日分)	1か月あたり (30日計算)	1か月あたり (30日計算)	・協力医療機関連携加算 50単位/月 ・感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月 ・個別機能訓練加算Ⅰ 12単位/回 ・初期加算(入所時のみ) 30単位/日 ・安全対策体制加算 20単位/1回のみ
要介護1	682	46	23	46	14.0%	第2段階	390	880	¥38,100	¥65,357			
						第3段階①	650	1,370	¥60,600	¥87,857			
						第3段階②	1,360	1,370	¥81,900	¥109,157			
						第4段階	1,445	2,066	¥105,330	¥132,587	¥159,844	¥214,358	
要介護2	753	46	23	46	14.0%	第2段階	390	880	¥38,100	¥67,785			
						第3段階①	650	1,370	¥60,600	¥90,285			
						第3段階②	1,360	1,370	¥81,900	¥111,585			
						第4段階	1,445	2,066	¥105,330	¥135,015	¥164,700	¥224,070	
要介護3	828	46	23	46	14.0%	第2段階	390	880	¥38,100	¥70,350			
						第3段階①	650	1,370	¥60,600	¥92,850			
						第3段階②	1,360	1,370	¥81,900	¥114,150			
						第4段階	1,445	2,066	¥105,330	¥137,580	¥169,830	¥234,330	
要介護4	901	46	23	46	14.0%	第2段階	390	880	¥38,100	¥72,847			
						第3段階①	650	1,370	¥60,600	¥95,347			
						第3段階②	1,360	1,370	¥81,900	¥116,647			
						第4段階	1,445	2,066	¥105,330	¥140,077	¥174,824	¥244,318	
要介護5	971	46	23	46	14.0%	第2段階	390	880	¥38,100	¥75,241			
						第3段階①	650	1,370	¥60,600	¥97,741			
						第3段階②	1,360	1,370	¥81,900	¥119,041			
						第4段階	1,445	2,066	¥105,330	¥142,471	¥179,612	¥253,894	
生活保護 受給者等	介護扶助(収入により一部自己負担金が生じる 場合あり)					第1段階	介護 扶助	施設 負担	本人負担¥0 (収入により一部自己負担金が生じる場合あり)		※雑費関係は自己負担あり		

●その他の費用

理美容代、余暇活動費、嗜好品費、消耗品費等の雑費及び、医療費は自己負担となります。

●介護保険負担限度額の適用は、各市町村への申請が必要です。

詳しくは裏面をご覧ください。

●介護保険負担限度額とは

負担段階区分	対 象 要 件
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員及び配偶者（世帯分離含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者。
第2段階	・世帯全員及び配偶者（世帯分離含む）が住民税非課税で課税年金収入+非課税年金収入+合計所得が80.9万円以下の方。 ・本人の預貯金等が650万円以下（配偶者を含めると1,650万円以下）
第3段階①	・世帯全員及び配偶者（世帯分離含む）が住民税非課税で課税年金収入+非課税年金収入+合計所得が80.9万円超120万円以下の方。 ・本人の預貯金等が550万円以下（配偶者を含めると1,550万円以下）
第3段階②	・世帯全員及び配偶者（世帯分離含む）が住民税非課税で課税年金収入+非課税年金収入+合計所得が120万円超の方。 ・本人の預貯金等が500万円以下（配偶者を含めると1,500万円以下）
第4段階	・住民税課税世帯。軽減の対象には含まれません。

●高額介護サービス費とは

介護保険給付対象の利用者負担額が月額上限を超えた場合、その超えた額について市町村から払い戻しを受けられる制度です。

原則、償還払いとなります。詳しくは市町村へご確認ください。

負担段階別の上限額は以下の通りです。

負担段階区分	個人負担上限額	世帯上限額
第1段階	15,000円	15,000円
第2段階	15,000円	24,600円
第3段階	24,600円	24,600円
第4段階	44,400円	44,400円

現役並み所得相当（年間383万円以上）	
収入要件	上限額
①年収約1,160万円以上	140,100円
②年収約770万～1,160万円	93,000円
③年収約330万～770万円	44,400円

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業について

当施設では、生活保護受給者及び、低所得で生計が困難な方について社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業を行っております。

ただし、受け入れ可能な人数には限りがございますのでご了承ください。

生活保護受給者	料金表の通り原則自己負担はありません。ただし、理美容や消耗品費当の雑費類は自己負担となります。
低所得者	市町村に申請し低所得要件を満たしていると判断された場合、通常の利用料から減免を受けることができます。軽減額は利用者負担の1/4が原則ですが、状況により異なる場合があります。